

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人と動物との共生社会推進懇話会			
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話042-769-8347 (直通)			
開催日時	令和4年12月7日(水) 午後2時～4時			
開催場所	ウェルネスさがみはら3階 集団指導室			
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	7人(保健衛生部長、生活衛生課長、他5人)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議 事 (1) 本市の動物愛護管理行政の今後の取組について (2) 狂犬病予防事業について (3) 不妊去勢手術助成金制度について</p> <p>3 その他</p>			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

1 あいさつ

保健衛生部長

2 議事

司会進行：榎本委員

事務局から、資料に基づき説明

(1) 本市の動物愛護管理行政の今後の取組について

(大矢委員) 多頭飼育届出制度とあるが、届け出て終わりではなく、定期的なチェックに入ることが重要であるため、許可制とするのがよいのではないか。また、犬猫のマイクロチップ装着の促進については、犬は狂犬病予防法の特例と関連づけられるが、猫への装着は何を根拠に推進するのか。

(山本委員) 実効性のある制度にしてほしいので、許可制には賛成である。実際に10頭未満の多頭飼育崩壊事例もあり、6頭であっても半数がメスであれば翌年には30頭になってしまう。増える前に不妊去勢手術の実施状況や適正飼養の確認を確実にしてもらいたいので、許可制や頭数の検討をお願いしたい。

(植竹委員) なるべく早くに発見し、それを指導する、対策を打つということができるのであれば、届出でも許可制でもいいのかと思う。届出であっても条例違反として対応できるのか。

(事務局) 他自治体では許可制としているところはないが、罰則を設けているところはあり、届出制としても指導や罰則の対象とすることは可能と考えられる。

(石丸委員) 神奈川県では、届出しているけども、本人が拒絶してしまうと家に入れず把握ができないという例が多くある。立入調査を受けることや、不妊去勢手術をしなければいけないといった義務や罰則を盛り込んでいただきたい。また、神奈川県では10頭以上を届出としているが、すぐに10頭未満からすぐに30頭を超えてしまい収容困難となるケースもあるため、相模原では初動で抑えられるような形を作っていただきたい。

(大木委員) 犬の場合は狂犬病予防注射の義務があるなど、猫と違うところがあるが、届出を区別しなくていいのか。

(事務局) 殆どの他自治体が「犬猫併せて〇匹以上」というように併せて届出としている。狂犬病予防注射を受けさせることは狂犬病予防法で既に義務となっており、本件の条例とは別と認識している。

(事務局) 許可制の話が出ていたが、一般的に許可というのは、飲食店や旅館等

禁止されている行為を、人が資格を持ったり施設の基準を満たしたりと特定の条件が満たされる場合に禁止解除するといったもので、一般の方が自由に飼育できるペットに対して「許可」というものがなじむかどうかは今後確認が必要である。犬猫の区別の話も含め、今後設置予定の審議会に意見を引き継いで検討してまいりたい。

(山田委員) どこまでを条例に盛り込めるかが一番の問題だと思う。先程石丸委員のおっしゃっていた不妊去勢の義務を入れられるかが重要で、何をもって市民の自由を奪うだけの内容にできるか検討が必要で、ぜひ審議会でもよく調整していただきたい。

(榎本委員) 10月13日のタウンニュースにて、9月定例会議員報告というところで、大八木市議会議員の多頭飼育に係るコラムが掲載されていた。そこでは多頭の定義を「犬猫複数の種を合算して概ね10頭」としていたが、犬猫以外にウサギも繁殖力が高く、対象がどこまでかは議論の余地がある。

(山本委員) 条例化の目的は適正飼養を推進することにあると考える。昔ながらに、外飼いは動物にとって自由でよいという考え方の人も多くいる。一般的な家庭で適正に飼える頭数は、飼養費が毎月1頭1万円として10頭なら年間120万円であるし相性が悪い動物を分けて飼育するために部屋を分ける必要があることを踏まえれば、やはり6頭以上とするのがよいと思う。届出をする行為で「この数を飼うのは特別なことなのだ」と飼い主に意識をもってもらい、その人が周りの人と共有することで広報にもなる。10頭の場合は届出をしない人もいるだろう。何が適正飼養か内容を広めて多頭崩壊を防いでほしい。

(山田委員) おそらく10頭という数字は化製場法から来ているのかと推測されるが、10頭が適正な数かは考え直す必要がある。また、法改正で適正飼養が困難な場合の繁殖防止のための手術が義務化されたことにより、外に出す場合はしなければならぬと思われるが、家の中では誰も知らないで(多頭数を)飼っている状況がある。届出制で家の中の確認ができるものなのか。そのあたりをどう考えていくかも配慮いただきたい。

(榎本委員) 相模原市議会だよりにアニマルホーダーについて掲載されていたため、調べてみたところ、「動物を集めて劣悪な環境で飼育してしまう人のこと。多頭飼育問題に陥るケースが多い。社会的に孤立した人が多い。」とのこと。社協の阿部委員に事例をご存じか伺いたい。

(阿部委員) 社協では、地域からの孤立を防ぐことを目指し、様々な取り組みをしている。高齢者や障がいのある方等支援を要する人たちの相談を受けて、自宅に伺ってみたところ、数件ではあるが、多頭飼育状態のケースや今後多頭飼育になってしまうような形で動物を飼っているケースがあった。近隣トラブルとなり孤立してしまい、保健所と一緒に対応したこともある。その方がなぜ多頭飼育をしてしまっているのか、その背景を理解して支援することが福祉分野の役割でもあるので、

このように多頭飼育について知識や情報を得られる場があるのは有り難い。

(石丸委員) ケアマネージャーやヘルパーの方から団体に直接相談が寄せられるが、個人情報保護の観点上、対象者の情報提供に躊躇される場合が多い。私たちは「臭いがしますか？鳴き声はしますか？」と訊くなどして、近隣からの声であると匿名で情報を扱って行政と連携して対応する旨を伝えている。最近も、ヘルパーの方から団体に寄せられた情報を行政と共有し猫の救出ができた事例があった。「通報」というと抵抗感があるかもしれないが、必要な支援を行うのに可能な範囲でお話いただきたい。先程の議事の中で、連絡会議を設置したということで、迅速な情報共有ができる体制が整うのは有り難い。

(阿部委員) 福祉の支援職は生活場面に入れる強みがあり、多頭飼育のケースをキャッチすることもできるので、その強みを生かしていきたい。

(山田委員) 当協会は横浜市との連携が強く、ケアマネージャーやヘルパーが困っていれば直接相談をいただくが、当人の問題意識が低い場合は、福祉部局から動物部局に共有して行政間で対応しているようだ。協会として後にご相談いただくこともある。

(榎本委員) 自治会の中で事例はあるか。

(大木委員) 最近は個人的に猫の不妊去勢手術を進める方が多く子猫もあまり見かけなくなっている。

(榎本委員) 話を聞いていると、蛇口のある場所と閉め方について分かってきそうな感じはする。獣医師の立場から見ると、多頭飼いで手術をして適正に飼う人は飼っていることが病院に来るので分かるが、飼えていない人は病院に来ないので分からない。植竹会長から、蛇口を締める良い案はないだろうか。

(植竹委員) 多頭飼育に限らぬ問題だと思う。専門業者を含めて繁殖行為を許可制にして管理できる人のみ飼えるようにするなどの対策も必要に思う。

(大矢委員) ブリーターなど動物取扱業は登録制のため、ある程度の規制があり、それなりのことをやらなければいけないが、一般の猫好きの個人の方は、規制がなく、家庭や経済の状況で崩れやすい一面がある。

(植竹委員) 犬猫以外の動物も含め、動物には動物由来感染症があるからという理由で飼育を規制するという視点もあるのではないか。

(大矢委員) 海外では猫から人にコロナ感染が認められた事例もあるし、輸入感染症はいつ入るか分からない。

(山田委員) 国でも繁殖への規制が未だに入らぬ現状があるが、イギリスでは日本で「動物の保護及び管理に関する法律」ができた年(1973年)には繁殖制限を設けている。植竹委員の繁殖行為の許可制に賛成するので、相模原独自の取り組みとして検討してほしい。

(2) 狂犬病予防事業について

(石丸委員) 茨城県では写真入りの登録カードを取り入れている、そのカードが欲しいから登録するという人がいる。保険代行業をやっているがアニコム損保でも同様のカードがあり毎年変わるので欲しいから登録するという飼い主が結構いる。

(関委員) 自身は昔から犬を飼っているが、注射と登録は当たり前のものと思ってやっている。事故があった場合も想定されるし、飼い主の責任であるという意識。うちの犬は集団ではなく動物病院で個別に接種させている。注射してその場で注射済票がもらえる病院と後日もらえる病院があり、その場でもらえるのは助かる。また、鑑札と済票を2枚つけていると、擦れてしまい、済票が色あせて見えなくなるのは困っている。

(大木委員) ずっと犬を飼い続けている。9月生まれの子犬で、1月に各種ワクチンを注射したものの、4月に狂犬病予防注射の案内が来た。3か月しかたっておらず、すぐに打てないため、動物病院と相談し、徐々に時期をずらして最終的に4月に受けられるようにする予定だったが、後日市から催促の電話がきた。

(榎本委員) 大矢委員へ、輸入業者協議会として狂犬病をどう考えているか。

(大矢委員) 哺乳類に関しての狂犬病を非常に気にしている。厚労省が検疫対象動物を決めており、衛生証明書に狂犬病の記載がないと輸入できない。海外から入らぬよう厳しく管理されている。

(山田委員) 日本は清浄国だから打つ必要がないと思っている人が結構いる。輸入動物には狂犬病予防注射が必須でない動物もあり、狂犬病に罹患した小動物等が入ってこないことを担保するものではないため、接種が必要だと理解を促すことも必要だ。

(山本委員) 接種率の数字はどのように出しているか。

(事務局) 市の登録頭数と注射済票交付数から算出している。登録していない犬などは反映されていない。

(山本委員) 犬は猫のように拾うというよりペットショップやブリーダーで購入するなど出所がハッキリしていると思われるが、市に販売の情報は伝わらないのか。

(事務局) 現在は把握できない。ただし、今年の6月から動物取扱業者は販売時のマイクロチップ登録が必須になり、本市も狂犬病予防法の特例制度に参加すればそのマイクロチップが鑑札とみなされるようになるので、把握できるようになると思われる。

(山本委員) 犬が亡くなったとしても、飼い主の申告がなければ登録数には反映されないということか。

(事務局) そのとおり。

(大木委員) 病気や高齢で注射を打てない犬が一定数いるため、率を落としてい

る一因としてあると思う。

(山田委員) (疾病等で予防注射の) 猶予証明を受けた犬の扱いは。

(事務局) 記録には残っているが、接種率の数字には反映されない。

(事務局) 大木委員から話のあった催促の電話については、市コールセンターを活用した昨年度初めての取り組みで、過去に集合注射を利用していた方でこの2年間狂犬病予防注射を接種していない犬の中からランダムに抽出した500名の飼い主に接種していないことに関するアンケート等を実施したため、そのことかと思われる。狂犬病予防に関しては、集団免疫には接種率を70%に保つ必要があると言われており、本市の76%は全国平均の70.2%より高いが、本市の平成15年時との比較では低下しているので、色々な手段で接種の意識づけを行ってまいりたい。実施方法についても、接種しやすい環境を整備したい。集団接種をするにしても、感染対策を十分に講じる必要があると考えており、その場合、従来から一会場に時間を要することから、会場数を半数程度減少して実施することを検討している。

(榎本委員) 会長から何かよいご意見はあるか。

(植竹委員) インセンティブを高める、魅力を作ることかと思う。可愛いフォルダに入れて配布するなど、他自治体で事例があったかと思う。効果測定が難しく予算等の措置が難しいかと思うが、なにかトライしていただきたい。

(3) 不妊去勢手術助成金制度について

(石丸委員) 相談サポーターとして多くの相談を受ける中で、今まで多くの手術をしてきている方でも、まだサポーター制度を知らない人や、過去の制度である飼い猫にしか使えないものだと誤認している人が多くいると感じる。自身の動物病院にて、野良猫の捕獲・手術をする方がいれば、市でサポーター登録をすれば助成金を使えることをお伝えしたり、相談ができることをお伝えすると、殆どの方が登録に行く。現在の制度は登録さえすればすぐに助成金を利用できるため、獣医師会の動物病院で同様の方がいれば、周知してほしい。

(榎本委員) 承知した。

(山田委員) サポーターのみ利用できるかと知らなかった。申請には何が必要か。

(事務局) 市内に在住・在勤・在学の方であると分かればよい。市内の野良猫が対象である。

(山本委員) TNRに関する課題として、野良猫が子猫を産んだという連絡が市にあった場合、親猫が側にいるのであれば特に対応しないこととしている。助成制度は猫を増やさないことを目的にやっていることから、そういった情報提供があれば子猫は引き上げて親は手術するなど、野良猫を増やさぬ選択肢と対応を整えてほしい。助成予算の執行率が減っているならそこへ向けてほしいと希望する。

(山田委員) 横浜市は野良猫のみを対象として3年経った。保護中の猫が助成を受けられなくなったことから、譲渡後に手術するようお願いするようになり、手術前に逃げてしまうといった事例が出ているようだが、相模原市で同様の問題は起きていないか。

(石丸委員) 相模原市では、一時的に保護し、譲渡予定の猫は助成対象としている。

(榎本委員) 平成30年から令和3年まで数が少しずつ減っているがそれでも毎年数多くの猫を手術していることに驚く。これだけ手術をしていれば、もっと減っていてもいいと思うが。植竹会長のご意見は。

(植竹委員) 現状、母集団が減らない限りすぐに減ることは難しいのではないか。

(山本委員) この事業はロードキルが減っているという結果だけでなく、見えないうところで人の住宅環境を良くする実証になっていると思う。母集団を減らすという意味では、もう一步踏み込み、親猫という子猫についても手術や引取りを実施し、猫が増えて捕まらなくなる前に対処していただくことが事業効果を加速させることになると思う。

(植竹委員) 現在の、サポーターの手術を支援する受け身の制度から、積極的に野良猫の数を減少させる取組を行う制度にするということが有効である。不妊去勢手術は動物病院によってはかなり小さい時期から可能なところもある。動物病院側が嫌がるかもしれないが、市でそういった病院を把握してTNRを進めてはどうか。

(山本委員) 人馴れが困難な猫は元いた場所に戻す選択肢もある。ベストな選択ができるよう市は対応の幅を広げてほしい。

3 その他

(石丸委員) 現在、多頭飼育崩壊や数頭の引取りを求める事例が続いており、市の施設に猫が長期間いる状態である。そのため、市と引取りの対応する際、初期医療の協力をしているが費用の回収ができないので厳しい状況である。市でも、初期医療や長期収容する場合の医療ケアができる体制を整え、新しい飼い主にもらわれやすい環境づくりを検討してほしい。

(大木委員) 里親制度では、欲しい人が譲渡では年齢制限に引っかかるがペットショップでは購入できるという状況がある。年齢枠を広げるように検討できないものか。

(石丸委員) 家族が保証人になれば譲渡できることとしており、飼い主次第と言える。

(大木委員) 欲しい人はフラッと譲渡会に行くと、そこで初めて年齢制限の事を知り、事前に子どもに訊いておくべきだったとなってしまうようだ。

(石丸委員) 譲渡する側も説明不足の点があるかもしれない。周知に努めていきたい。市は一時預かり制度・フォスター制度を活用して、年齢的になかなか譲渡されないが馴れている猫を長期収容せずに家庭に出していく体制を引き続き検討してほしい。

(山田委員) 議事にあった一時保護施設には、医療の対応を行う予定であったと思うが、獣医師は常駐するのか。獣医師会の臨床獣医師の巡回はあるのか。

(事務局) 医療対応は委託を想定しているが、具体的な内容は検討中である。

以 上

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	麻布大学	教授	出席
2	榎本 力弥	一般社団法人 相模原市獣医師会	副会長	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	出席
6	阿部 真由美	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係 副主幹	出席
7	石丸 雅代	たんぽぽの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	関 博子	相模原市動物愛護推進員		出席